



遺言書検認調書

事件の表示	令和5年(家)第 190 号 遺言書検認申立事件
期 日	令和5年9月12日 午後2時 30分
場 所	長崎家庭裁判所
裁 判 官	中 山 さほ子
裁判所書記官	中 尾 裕 也

申立人・遺言者の表示

〔申立人〕

住 所	長崎市泉2丁目10番17号
氏 名	辻 恭 子
手続代理人	弁護士 谷 直樹

〔遺言者〕

本 籍	長崎県長崎市泉二丁目514番地
最後の住所	長崎市泉2丁目10番17号
氏 名	西 山 キミエ
死 亡 日	令和5年7月23日 死亡

手続の要領等

裁判官

- 1 申立人が提出した遺言書について、「事実の調査の結果」欄に記載のとおり検認した。
- 2 出頭した当事者等に対し、「立ち会った当事者等の陳述の要旨」欄に記載のとおり審問した。
- 3 手続費用につき申立人の負担とする旨決定

裁判所書記官 中 尾 裕 也



事実の調査の結果

〔封筒〕

封緘の状況	密封されていた。
用紙	白色封筒 約20.7cm×約9cm
筆記用具	筆ペン様のもの

〔遺言書〕

枚数	1枚
編てつの状況	(編てつなし)
用紙	白色便せん 約23.1cm×約17.7cm
筆記用具	黒色ボールペン様のもの

遺言書在中の封筒及び遺言書の形状・文言、訂正箇所、日付、署名、印影等は、添付の実物大の写しのとおりである。

立ち会った当事者等の陳述の要旨

立 会 者	陳 述 要 旨			
	封 筒		遺 言 書	
	筆 跡	印 影	筆 跡	印 影
長崎市泉2丁目10番17号 申立人兼相続人 辻 恭 子 申立人手続代理人 谷 直 樹 弁 護 士	○	○	○	○
	遺言書を保管するに至った事情は申立書に記載したとおりである。			
長崎市中町5番23号 大久保中町第二ビル2階 相続人西山紀男 岩 永 隆 之 手続代理人弁護士	△	△	△	△

「○」…遺言者のものであることを認める旨の陳述

「△」…遺言者の筆跡や印章を知らない、遺言者のものかどうか分からない旨の陳述

「×」…遺言者の筆跡や印章とは違う旨の陳述

(それ以外の陳述は、各人の陳述要旨の欄に記載したとおり)

平成十四年八月一日

遺言書

一長崎市泉二丁目十七番地


宅地 式四毫^理 参^式

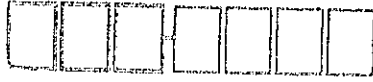
右の物件を次の者の名義とする

長崎市泉二丁目十七番

辻 恭子

長崎市泉二丁目十七番地

西山キエ工 自筆 



邊

言書

平成十四年八月一日

長崎市泉二丁目一〇一七

西山 幸三子



□□□□□□□□